

## 別紙5 公園施設再整備計画要領

### 1. 公園施設の再整備

公園施設の解体・改修・移設内容は、次のとおりである。

■整備全般	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南側の市立短期大学棟（本校舎）、（仮称）地域交流スクエア棟及び外構施設、倉敷ファッションセンターと調和し、一体性のある整備とすること。</li> <li>・ユニバーサルデザインに配慮すること。</li> <li>・セキュリティに配慮した、安心安全な計画とすること。</li> <li>・メンテナンスしやすく、ランニングコストに配慮した計画とすること。</li> <li>・「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に適合していること。</li> <li>・龍王山や港・海とのつながりを大切にし、これを活かした魅力ある都市景観の創出を図ること。児島駅前 24 号線（民話通り）幅員 30 m の延長線上には、原則として建屋等を建築しないこと。</li> <li>・倉敷市児島地区公共施設再編整備基本計画の児島公園の整備方針やゾーンイメージ等を踏まえたうえで、公共施設との連携や周辺市街地への回遊促進に資する計画とすること。</li> <li>・公園の再整備に係る事業費（解体（公園再整備部分のみ）・設計・調査費等を含む）は、2.5 億円（消費税を含む）未満とすること。</li> </ul>
広場整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園中央部を多目的広場ゾーンとし、日常的な憩いやレクリエーションの場として整備すること。</li> <li>・公園西側を遊具広場ゾーンとして 600 m<sup>2</sup>以上を確保し、幼児から児童まで幅広く楽しめる遊具等を整備すること。</li> <li>・公園東側をイベント交流広場ゾーンとし、公園、複合施設利用者及び来街者等の交流を促進する広場及び「児島フェス #せんいさい」などのイベント開催時に、駅前広場及び民話通り、児島駅前 19 号線と一体となって活用できる広場として整備すること。</li> <li>・広場は、排水不良が生じないように整地すること。また、イベント開催スペース等は、舗装すること。</li> </ul>
遊具整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」（国土交通省）、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別冊：子供が利用する可能性のある健康器具系施設）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（ J P F A S P S : 2014 ）」（（一社）日本公園施設業協会）に準拠すること。</li> <li>・遊具の対象年齢は 12 歳までの幼児・児童とするが、安全性を考慮して、幼児と児童の動線が交錯しないよう計画すること。</li> <li>・子どもの冒険心を育み、多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が提供できるような遊具を設置すること。</li> <li>・子ども達の状況が容易に分かるよう視認性に配慮した計画とすること。</li> </ul>
動線整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用者、隣接公共施設利用者、近隣住民の通行、公共交通利用者、駐車場利用者など、様々な利用に対応した計画とすること。</li> <li>・市道「児島駅前 24 号線（民話通り）」と「児島駅前 19 号線」の交差点を主要な出入口とし、南側に隣接する公共施設への出入も容易な計画とすること。</li> <li>・「児島駅前 24 号線（民話通り）」を西方向へ「児島駅前 16 号線」まで延長し、「プロムナード」として整備すること。「民話通り」</li> </ul>

別紙5 公園施設再整備計画要領

	<p>と連続した高質な空間を創出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「プロムナード」西端では掲揚台を撤去し、複合施設と供用の西側出入口（幅8m以上）を新設すること。現在の児島公園西入口は、閉鎖すること。</li> <li>・既存の児島公園北入口を使用することを原則とするが、必要に応じて改修・美装化等を行うこと。</li> <li>・公園内を周回できるよう既存園路の使用を想定しているが、撤去・新設しても差し支えない。既存の園路等を使用する場合は、不陸や目地、段差等の補修を行うこと。</li> <li>・通行や管理のために、必要に応じて舗装を行うこと。</li> </ul>
<p>緑地整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺市街地への緩衝帯として、5m以上の緑地を確保すること。</li> <li>・現況の植栽等を可能な限り残存すること。</li> </ul>
<p>■公園施設の解体・改修・移設</p>	
<p>解体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに整備する施設に支障等となる、複合施設整備用地及び公園用地の現公園施設をそれぞれ解体すること。</li> <li>・現児島公園東側中央部に設置しているステンレス製の大型モニュメントは、別事業で令和7年度末までに撤去する予定である。ただし、ポンプ施設及び埋設配管等は本事業で撤去すること。</li> <li>・敷地内の既設分電盤及び電気線、給排水管、水栓等については撤去し、施設配置等を踏まえて更新すること。</li> <li>・既存の照明施設はすべて撤去し、施設配置等を踏まえて更新すること。</li> <li>・解体により発生する石材は、見切材、車止め、境界材、舗装仕上材、ベンチや建築物仕上材等への転用を図ること。</li> </ul>
<p>改修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」不適合箇所を改修すること。なお、改修に替えて新設することは差し支えない。</li> <li>・公園北側にある既存トイレは、屋根改修、外壁改修、機械電気設備の更新など、長寿命化改修を行うこと。トイレ内部は、躯体を除く仕上げ等を全て撤去したうえで、男女トイレについては、現状程度の便器・手洗いの数を維持したうえで、高齢者・障がい者・子供連れも利用しやすいトイレに、多機能トイレについては、車いす利用者・親子連れが利用しやすく、多目的シートを備えたトイレに改修すること。いずれのトイレも自動水栓とすること。なお、計画の詳細については提案によるものとする。</li> <li>・手洗いや大便器、小便器部分は、手荷物や傘がおけるように配慮すること。</li> <li>・多機能トイレに呼出表示設備を設置し、警報表示をすること。</li> <li>・イベント交流広場ゾーンにおいて、砂場周辺のコンクリート壁、あずまや、ベンチなどの構造物は、リニューアルした公園の施設としてふさわしいものとなるよう、必要に応じて補修・洗浄・塗装等の美観措置を行うこと。なお、補修等に替えて、新設することは差し支えない。</li> <li>・ベンチは、現在の設置間隔や新たな施設の配置等を踏まえて、適切に配置とすること。既存のものを活用する場合は、補修・洗浄・塗装等の美観措置を行うこと。</li> <li>・既存の水飲み場及び洗い場は、補修・洗浄・塗装等の美観措置を行うこと。なお、補修等に替えて、新設することは差し支えない。</li> <li>・緑地及び舗装部を除く広場の表土は、10cm以上を入れ替え、整地すること。表土は埃がたちにくいもの、怪我をしにくいものとする</li> </ul>

別紙 5 公園施設再整備計画要領

	<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存樹木は、保存を原則とするが、樹木調査を実施のうえ、整備上支障となるもの、越境しているもの、維持管理が困難なものについては、剪定もしくは伐採を行うとともに、必要に応じて補植を行うこと。</li> <li>既存の公園施設を活用する場合は、必要に応じて補修・洗浄・塗装等の美観措置を行うこと。</li> </ul>
移設	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙、移設品リストに示す公園施設や植栽を移設すること。施設の移設にあたっては、補修・洗浄・塗装等の美観措置を行うこと。</li> <li>上記リストに示す以外の新たな公園区域内の既存施設は継続利用を前提とするが、提案により、撤去新設することは差し支えない。</li> <li>樹木の移植については、十分な調査と計画を求めるが、枯れ保証は求めない。</li> </ul>
<b>■公園施設の新設等</b>	
遊具	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設する遊具の内容や基数等は提案によるものとするが、撤去する2基の複合遊具と比較して、利用可能人数や機能数、対象年齢層など、同等以上とすること。</li> <li>遊具は、維持管理がしやすく耐久性のある材質・構造とし、天然木材の使用は不可とする。また、強い日差しに遊具が加熱されることによる火傷などへの対策を可能な限り講じること。</li> </ul>
あずまや	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント交流広場ゾーンへ、多様な世代が集い交流する場として、床面積 100 m<sup>2</sup>以上の日除けや休憩が可能な屋根を設置すること。屋根の下部は、メンテナンス性・安全性が高い人工芝等を設置すること。また、利用者の憩いや集い、安全な移動に適した明るさを確保すること。</li> <li>遊具の周辺に、現在の遊具広場に設置しているものと同様以上のあずまやを設置すること。</li> </ul>
イベント広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント交流広場ゾーンに、イベント開催スペース（イベント広場）を整備すること。イベント広場は、1,000 m<sup>2</sup>以上とし、小型車両等の通行を考慮した舗装を行うこと。</li> <li>イベント時に活用できるよう屋外コンセント及び水栓を適宜設置すること。</li> </ul>
プロムナード	<ul style="list-style-type: none"> <li>複合施設外構部と合わせて幅 10m以上とするが、範囲、仕様については提案による。「児島駅前 24 号線（民話通り）」と連続的に高質空間を形成すること。</li> <li>安全性、耐久性や意匠性に配慮し、適切な舗装材等を選定すること。なお、小型車両等の通行を考慮した構造とすること。</li> <li>プロムナード沿いに複合施設外構と一体的に植樹を計画すること。樹種の選定においては、維持管理が容易なこと、周辺環境との調和、景観、施設の特性を考慮することに加え、可能な範囲で四季を感じることができるものとし、木陰や落葉、根の影響などにも配慮すること。</li> </ul>
親水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴水やせせらぎ等の親水施設を設けること。施設の詳細は事業者の提案によるものとするが、安全性、メンテナンス性とランニングコスト、市立短期大学棟や周辺住宅への音の影響等に配慮した計画とすること。</li> <li>必要な機械設備についても適切に計画・配置すること。</li> </ul>
西側出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲揚台を撤去し、公園と複合施設共用の西側出入口を設けること。</li> <li>施設名板及び車両出入りにも対応した車止めを設置すること。</li> </ul>

別紙5 公園施設再整備計画要領

屋外照明設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設配置を踏まえて、利用者の安全な通行や景観、防犯性に配慮した照明施設を設置すること。</li> <li>省エネルギーに配慮した照明とし、特殊機器を使用しない、容易に交換ができるなど、維持管理にも配慮すること。</li> <li>点滅方式は、外光や人感による自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。</li> </ul>
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設で使用する電源引込みは、複合施設側とは別系統とし単独で引込みとする。</li> <li>施設配置を踏まえて、分電盤及び埋設配線を設置すること。</li> <li>公園の維持管理やイベント開催等を考慮して、屋外コンセントを適宜設置すること。</li> </ul>
給排水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設配置を踏まえて、敷地内に水道管及び排水管を埋設すること。</li> <li>公園の維持管理やイベント開催等を考慮して、水栓を適宜設置すること。</li> <li>公園施設で使用する上下水道の引込み管は複合施設側とは別とし単独で引込みとする。既に引込み済みの配管を再利用しても良いが量水器ボックスや二次側の弁類は撤去・更新のこと。</li> </ul>
雨水排水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装の新設等により現況から変更が生じる箇所については、排水不良が生じないように適宜排水施設を設置すること。</li> </ul>
雨水流出抑制施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例等に基づき、雨水流出抑制施設を設置すること。</li> <li>雨水流出抑制施設の種類、位置、規模は提案によるが、メンテナンスがしやすく、ランニングコストの低廉な施設とすること。</li> </ul>
案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>複合施設を含めた施設案内及び公園利用ルール等を表示したサイン（案内用掲示板、サインポールを含む）を適宜設置すること。</li> <li>周辺環境との調和し、景観に配慮したデザインとすること。</li> <li>安全かつ、見やすく、J I S規格に準拠したピクトサインを活用したものとすること。多言語対応すること。</li> <li>南側の市立短期大学棟（本校舎）、（仮称）地域交流スクエア棟及び外構施設と一体性のあるサイン計画とすること。</li> </ul>